

「年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書」及び  
「年金生活者支援給付金 不該当通知書」に関するQ & A

問1 「支給金額変更通知書」又は「不該当通知書」はどのような人に送付されるのか。

(答)

- 年金生活者支援給付金は、毎年、市町村から受給者本人及び同一世帯に属する方の前年分の所得情報の提供を受けて、引き続き支給要件に該当しているかを確認（以下「継続認定」という。）し、支給要件を満たしていれば、継続して支給されることとなっています。
- この継続認定の結果、所得額が増減したことにより、年金生活者支援給付金の支給金額が変更となった場合には「支給金額変更通知書」を、世帯構成の変更や所得額の増加により支給要件に該当しなくなった場合には「不該当通知書」を送付しています。
- なお、継続認定の結果、令和3年10月支払と同じ金額を引き続きお支払いする方に対しては、通知書は送付されません。

問2 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給金額が変更となった理由は何か。また、どのように計算しているのか。

(答)

- 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金は、前年の年金収入額とその他の所得の合計（以下「所得額等」という。）に応じて支給されます。
- このため、令和2年分の所得額等が令和元年分と比べ増加（又は減少）した場合、支給金額が変更されます。
- 具体的には、以下の場合に応じて計算されます。

①所得額等が781,200円以下となった場合

支給する給付金が、補足的老齢年金生活者支援給付金から老齢年金生活者支援給付金に変更となり、次のとおり計算した金額が支給されます。

【計算式】

次の①と②の合計金額が支給額となります。

①保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$=5,030 \text{ 円} \times \text{保険料納付済期間} \div 480 \text{ 月}$$

②保険料免除期間に基づく額（月額）

$$=10,845 \text{ 円} (\text{※}) \times \text{保険料免除期間} \div 480 \text{ 月}$$

※保険料全額免除、4分の3免除、2分の1免除期間は10,845円、  
保険料4分の1免除期間は5,422円となります。

(注) ①及び②の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げて計算します。

②所得額等が 781,200 円超 881,200 円以下となった場合

支給する給付金が、老齢年金生活者支援給付金から補足的老齢年金生活者支援給付金に変更となり、次のとおり計算した金額が支給されます。

【計算式】

次のとおり保険料納付済期間に基づき計算されます。

支給額（月額）＝5,030 円×保険料納付済期間÷480 月×乗率（※）

※乗率＝（881,200 円－前年の年金収入と所得の合計額）÷100,000 円

（注）1 円未満の端数が生じた場合、50 銭未満は切り捨て、50 銭以上は切り上げて計算します。

③所得額等が 781,200 円から 881,200 円の範囲内で増減した場合

所得額等に応じて、支給している補足的老齢年金生活者支援給付金の金額を変更します。（計算方法は上記②と同様です。）

④また、引き続き補足的老齢給付金が決定された方のうち、前年（令和 2 年分）の所得額と前々年（令和元年分）の所得額に変動がない場合でも、令和 3 年 10 月 1 日施行で所得基準額が 879,900 円から 881,200 円に改定されたことに伴って、支給金額が変更されたケースもあります。

問 3 年金生活者支援給付金が不該当になった理由は何か。

（答）

○年金生活者支援給付金は、毎年、前年分の所得額等を確認して支給要件に該当しているかどうかを判定することとなっており、判定の結果、以下のような場合は不該当となります。

①老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金

- ・受給者の令和 2 年分の所得額等が、881,200 円超である場合
- ・同一世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合

②障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金

受給者の令和 2 年分の所得額が、4,721,000 円（※）を超えている場合

※扶養親族等の数に応じて増額されます。

問 4 現在、同一世帯の中に市町村民税が課税されている者がいないが、なぜ不該当となるのか。（老齢・補足的老齢）

（答）

○令和 3 年度における継続認定は、令和 3 年 9 月 30 日時点で把握している世帯状況及び前年の所得情報で判定しており、この時点で同一世帯の中に市町村民税を課税されている方がいる場合に不該当と判定されています。

○令和 3 年 10 月 1 日以降に世帯構成に変更があり、現時点で同一世帯の中に市町村民税を課税されている方がおらず、支給要件に該当している場合は、あらためて給付金請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給できます。この場合、請求された月の翌月分からの支給となりますので、お早めにお手続きください。

問5 修正申告の手続きを行い、令和2年分の所得額等は基準以下となっているが、なぜ不該当となるのか。

(答)

- 令和3年度における継続認定は、令和3年9月30日時点で把握している前年所得の情報で判定を行っており、この時点で所得基準額を超えている場合に不該当としています。
- このため、修正申告をされた時期によっては、市町村から提供された所得情報に反映されていない可能性がありますので、お近くの年金事務所にご相談ください。

問6 昨年（令和2年分）の所得額は基準を超えていたが、今年（令和3年分）の所得は低下する見込みである。このような場合、給付金を受給することができないのか。

(答)

- 令和3年度の年金生活者支援給付金は、令和2年分の所得額等で判定するため、令和3年分の所得が減少しても支給されません。
- なお、令和3年分の所得額等が減少し、支給要件に該当する場合は、令和4年10月分（令和4年12月支払）から受給することができます。  
※このような方には、令和4年9月頃に給付金の請求案内を送付する予定です。  
※令和3年度の支給判定の結果は、令和3年10月分（令和3年12月支払）から令和4年9月分（令和4年10月支払）まで反映されます。